

ペンデル税理士法人

— 補助金ニュースレター 2021 年 9 月号 —

～ 中小企業支援制度の最新情報が分かるニュースレター ～

■1 ものづくり補助金 8 次締切分が現在公募中！ 1 次～6 次の採択結果から見えることは？

新製品・サービス開発や生産プロセス改善などへの設備投資などを支援する、ものづくり補助金 8 次締切分の公募が現在開始されています。同補助金の 8 次締切分の募集要項に合わせ、これまでの 1 次～6 次採択結果から読み取れる今年の傾向についても解説します。

【補助金上限額】 1,000 万円

【補助率】 <通常枠> 中小: 1/2、小規模: 2/3 <低感染リスク型ビジネス枠> 2/3

【対象者】 中小企業、小規模事業者 など

【対象事業】 <通常枠> 新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資など
<低感染リスク型ビジネス枠> 対人接触機会の減少に資する製品開発や設備投資、システム構築など

【加点項目】 ①成長性加点(経営革新計画の承認取得 ※申請中不可)、②政策加点(創業・第二創業後間もない事業者(5年以内))、③災害等加点(事業継続力強化計画の認定取得 ※申請中不可)、④賃上げ加点など

【受付期間】 8 次締切: 2021 年 9 月 1 日(水)～11 月 11 日(木)

【URL】 <https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

【申請件数の推移】



5 次締切の公募期間に「事業再構築補助金」が始まった影響からか、5 次締切から申請件数が急激に少なくなっています。一般的に、申請件数が少ないほど採択率は高くなる傾向にあるため、5 次、6 次は採択率が高い水準で推移しており、次回の 8 次締切分も狙い目だと言えます。

【事業計画書の作成時間】



作成時間が長くなるにつれ、徐々に採択率が向上していることが見て取れます。1 番採択率が高いのは、作成時間 90 時間～120 時間以内の時間で、採択率が 50%を上回ります。十分な時間をかけ、事業計画書を充実させることが採択率アップにつながる傾向にあることから、早めの取り組みが大切なことが分かります。

出典：ものづくり補助金総合サイト「データポータル」

■2 都の「製品開発着手支援助成事業」が 10 月 1 日(金)より受付開始されます

本事業は、新たな製品・技術開発の実施にあたって考えなくてはならない、素材や機能、手法の選定などの開発要素の技術検討に要する経費の一部を助成するものです。技術検討の実施自体が対象となり、検討の結果の方向転換などが可能なこと、これから創業を予定している人でも申請できることなどに特徴があります。

【助成金上限額】 100 万円(下限額 10 万円)

【助成率】 1/2

【対象者】 ・都内の本店または支店で実質的な事業活動を行っている中小企業者(会社および個人事業者)など
・都内での創業を具体的に計画している者

【対象事業】 製品・技術開発を実施する前の、社外資源(他企業・大学・公的試験研究機関など)を活用した技術的課題の検討

【助成対象経費】 ①原材料・副資材費、②委託・外注費

【受付期間】 2021 年 10 月 1 日(金)～10 月 22 日(金)

【URL】 <https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/chakushu.html>

■3 働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース) 申請 11 月 30 日(火)まで

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援するものです。2020 年 4 月 1 日から、中小企業に時間外労働の上限規制が適用されたことからスタートしました。2021 年度から成果目標の規定に一部変更が加わっています。

【助成金上限額】 以下のいずれか低い方の額
および

①以下の成果目標1から3の上限額および賃金加算額の合計額

【助成率】 ▶1)全ての対象事業場において、月 60 時間を超える 36 協定の時間外・休日労働時間数を縮減させる 上限: 100 万円

▶2)特別休暇(病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対応のための休暇、不妊治療のための休暇)の規定をいずれか1つ以上を全ての対象事業場に新たに導入 ※有給の特別休暇に限る 上限: 50 万円

▶3)時間単位の年次有給休暇の規定を全ての対象事業場に新たに導入 上限: 50 万円

▶賃金加算額:賃金引上げ人数と引上げパーセンテージに応じて加算 上限:240 万円

②対象経費の合計額×補助率 3/4 ※加算規定あり

【対象事業】 例:・労務管理担当者に対する研修

・労働者に対する研修、周知・啓発

・外部専門家(社会保険労務士、中小企業診断士など)によるコンサルティング

・就業規則・労使協定などの作成・変更

・労務管理用ソフトウェアやタイムレコーダーの導入・更新 など

【受付期間】 交付申請書の提出期限:2021 年 11 月 30 日(火)

※ご注意:補助金・助成金は審査があります。条件に合致することのほか、事業計画を基に審査が行われ、不採択となる場合もあります。また事業の着手は採択・交付決定の後に行うなど、補助金によって条件が異なります。

◆貴社で受けられる補助金や税制優遇などを、まずは無料で簡易診断してみませんか？
簡単な質問にご回答いただくだけで、中小企業診断士や社会保険労務士が検討し、
全 12 種類の補助金などの診断書を作成いたします。



まずはご相談ください。初回相談は無料です。

我々は中小企業の経営上の課題に対し専門性の高い支援を行える国から認定された「経営革新等支援機関」です

ペンデル税理士法人

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-6-3 新宿国際ビルディング新館6F

TEL 03-5990-5910 / FAX 03-5990-5909